

徳島県告示第四百十二号

平成十八年徳島県告示第千百五十九号（海岸保全区域を指定する件の一部を改正する件）
（）によって新たに指定した海岸保全区域のうち、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第
五条第四項の規定により港湾管理者の長が管理する区域は、紀伊水道西沿岸の橘港の橘西
地区の海岸保全区域のうち港湾区域及び港湾隣接地域を除いた区域とする。

令和七年三月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純